

## 平成26年度社会福祉法人監査方針

### 1 基本方針

社会福祉法人（以下「法人」という。）は、福祉サービスを提供する地域の中核的な担い手として、その公益性及び公共性の高さから社会的な信頼や期待も大きく、健全かつ公正な運営が求められています。このことから、指導監査においては、関係法令、通知に基づき、法人の自主性を十分に尊重しつつ、法人の適正かつ自律的な経営による良質な福祉サービスの提供が確保されることを目的として実施いたします。

### 2 指導監査の種類

#### (1) 一般監査

ア 関係法令・通知及び市が定める要綱・要領、監査方針に基づき、原則として1年に1回、実地監査を行います。

イ 前年度の指導監査結果から法人運営において法令順守の状況が良好であると判断された法人は2年に1回の実施とします。

ウ イの評価基準を満たし、さらに外部監査や苦情解決等、施設経営における積極的な取り組みを実施している法人は4年に1回の実施とします。

エ 新設の法人については、新設時から概ね3年間継続して実施します。

#### (2) 特別監査

以下の事項のいずれかに該当する法人については、改善が図られるまで継続的かつ重点的に監査を実施します。

ア 正当な理由がなく一般監査を拒否した法人

イ 一般監査の結果で特に問題があると認められる法人

ウ 内部告発等により特に必要があると認められる法人

### 3 監査重点着眼事項

平成25年度の指導監査結果を踏まえて、特に文書による改善指導事項に重きを置いた「重点着眼事項」を設定し、効果的な指導監査を実施します。

#### (1) 法人の適正な管理運営について

ア 理事会及び評議員会において、要審議事項等が定款に基づき、適宜、実質的な審議に附され、適切な法人運営が行なわれていること。

イ 役員に関する事項及び資産の総額等、法人の登記すべき事項が、期限内に手続きされていること。

ウ 法人規程等に基づき、公印が適正に管理されていること。

エ 理事会及び評議員会の議事録が適正に記録・保存されていること。

オ 法人規程等に基づき、苦情解決第三者委員の選任手続きが適正に行なわれていること。

カ 監事監査が、定期的かつ適切に行われていること。

キ 法人規程等に基づき、役員報酬が適正に支出されていること。

(2) 適正な会計処理の確保について

ア 法令等に基づく適切な法人会計の管理を確保するため、会計経理事務における内部牽制体制が確立され、関係通知や経理規程に基づく適正な経理事務が執行されていること。

イ 全ての収入及び支出を予算に計上し、当該予算に基づく経理を行い、年度途中で予算との乖離等が見込まれる場合は、必要とされる補正予算を編成していること。

ウ 法人規程等に基づく事務決裁にかかる専決権の行使及び意思決定過程の適正化が図られていること。

エ 業務委託契約について、契約相手方の選定及び経費の積算根拠等を明らかにし、入札等の事務の適正化が図られていること。

オ 固定資産の現物管理を行うために、固定資産管理台帳を備え、固定資産の保全状況及び異動にかかる所要の記録が適正に図られていること。

カ 法人の諸規程が整備され、給与・各種手当等の支出が適正に図られていること。

4 改善状況の確認について

指導監査の結果、是正又は改善を要する事項が認められた法人に対しては、文書による改善指導を行ない、是正又は改善措置の状況について挙証資料を添付の上、報告を求めます。

なお、次回指導監査時において、当該改善状況の確認を行います。